平成２５年（フ）第７６号
長崎県諫早市幸町47番17号不知火荘３号、前住所長崎県諫早市高来町汲水45番地
債務者　中原まゆみ
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
長崎県大村市植松３丁目794番地３セジュールウエマツＢ101、前住所長崎県大村市赤佐古町243番地４ブルーハイツＡ201
債務者　鈴木　勝仁
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
長崎県大村市富の原２丁目44番地７ＴＳハウスⅡ102号
債務者　鍋元　京子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
長崎県大村市古賀島町365番地８リッツビル201号、前住所大村市久原２丁目1238番地５
債務者　平野貴美子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
沖縄県那覇市字松川301番地20　安喜荘203
債務者　上原　　達
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９３号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番16―402号　新都心銘苅市営住宅３棟
債務者　伊敷　洋子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６５号
北海道苫小牧市北栄町１丁目４番地の１シャーメゾンサンモール２―101号
債務者　西村　晴彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１９４号
仙台市泉区泉中央３丁目７番地の４　シェモア泉中央105
債務者　樋口　直哉
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３５号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―1008号、従前の住所仙台市青葉区春日町５番24―302号
債務者　菅野たよ子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―1008号、従前の住所仙台市青葉区春日町５番24―302号
債務者　菅野　節子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
福島県いわき市洋向台４丁目９番地の14
債務者　川村　　清
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１２号
富山県南砺市年代22番地４　ベルフォールＡ―203
債務者　長井　政士
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４４号
富山県射水市海老江七軒1300番地31
債務者　手丸　真輝
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６９８号
名古屋市港区当知３丁目3801番地　当知住宅１棟320号
債務者　川原しのぶ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２４号
名古屋市中川区広川町２丁目１番地の105クレフラスト広川Ａ棟203号
債務者　三井　昌人
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８号
兵庫県相生市陸本町12―１　陸ハイツ202号、住民票上の住所兵庫県相生市旭２丁目21番７号
債務者　那波屋酒店こと　那波　　衛
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１９号
大阪府箕面市桜２丁目７番41号
債務者　那波　彰子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部